

# 空家等対策計画事業 中間まとめ

資料 1

平成30年3月に第1期となる東村山市空家等対策計画を策定。計画期間は5年間としており、令和2年10月で計画期間後期に入ることから、計画期間前期の市の取り組みを総括するとともに、後期に予定している取り組みを下に記します。

対策計画区分	取り組みの方向性	前期の成果 (H30.4~R2.9)	後期に予定している取り組み (R2.10~R5.3)	
誰もが当事者意識を持ち、みんなで支えあいながら住みよい環境を築く				
基本方針1	空き家問題における当事者意識の周知啓発	市民への周知啓発	固定資産税等納税通知書チラシ同封 予防に特化したリーフレット作成	継続（耐震化などと連動）
		空き家対策講演会（セミナー）	H30：1回、R1：3回	継続（テーマを特化）
		地域への周知啓発	出張講座：4回 勉強会：1回	継続 継続
		サポート団体に向けた周知啓発	出張講座：1回	拡大が必要
	空家の適切な管理に向けた取り組み	所有者等への適切な管理を求める通知	適宜実施中	継続
		地域コミュニティと連携した空き家対策		<b>地域モデルの試行</b> 地域と連携した情報収集 地域での連絡先共有促進
所有者や市民への支援	総合相談窓口の設置 専門家窓口の設置	H30.7月設置、2社 H29設置済み	継続（市内事業者など拡大検討）	
空き家の活用を通し、みんなで地域価値の向上を図る				
基本方針2	市場流通の促進	所有者等への流通促進の周知啓発		<b>流通に特化したチラシ等</b> <b>流通に特化したセミナー</b>
		中古住宅を取り扱う事業者への周知		検討
	公的な利活用	マッチング支援	マッチング：0件、ミスマッチ：2件	継続
		モデル事業の試行		検討（マッチング次第）
暮らし方支援	二世帯近居やシェアオフィスなど		検討	
地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家等を解消する				
基本方針3	所有者の特定	弁護士等への権利関係調査委託	4件	継続
	空家法による対応	特定空家等認定	特定空家等対策庁内連絡会聴取：8件 空家等対策協議会聴取：8件	継続 継続
		特定空家等認定：6件		継続（権利関係特定後2件）
		特定空家等指導	指導：5件	継続
		特定空家等勧告	勧告：4件	継続
		特定空家等命令・代執行		検討
		裁判所への相続財産管理人選任申し立て		<b>検討（2件可能性）</b>